

令和2年6月1日

ゆりのき保育所入所者保護者 各位

筑波大学総務・人事担当副学長

稲垣 敏之

ゆりのき保育所における利用自粛の協力依頼の終了及び
新型コロナウイルス感染症に対する今後の対応について（依頼）

令和2年4月16日及び4月28日付け通知にて、ゆりのき保育所の利用自粛へのご協力をお願いしておりましたが、5月6日以降茨城県内で新規感染者が発生しておらず、緊急事態宣言が解除されたことを受け、利用自粛の協力依頼及び利用料金の減額措置を5月31日をもって終了することといたします。保護者の皆様におかれましては、長期間にわたり、ご協力いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症はまだ完全には終息しておりません。引き続き、下記の通り対応することといたしますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 体調不良時の対応について

入所児に発熱、咳等の呼吸器症状が認められる場合には、保育所ではお預かりできません。また、解熱後も24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の対応とさせていただきます。

また、少なくとも次のいずれかの症状に該当する場合には、すぐに最寄りの保健所等に設置の「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方（基礎疾患のある方等）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差があることから、強い症状と思う場合にはすぐにご相談ください。解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同様です。）

なお、保育所の職員についても、発熱や呼吸器症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底し、感染症の拡大防止に留意しながら保育を行います。

2. 入所児及び保護者が感染した（疑いを含む）場合における自宅待機について

次のいずれかに該当する場合には、自宅待機していただきます。

- ①入所児が感染した場合、医師の診断により必要とする期間

②入所児、保護者又は同居家族等が海外から帰国後2週間の期間

③入所児又は保護者が濃厚接触者に特定された場合、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間の期間

上記の場合以外でも、状況に応じて、保育所の利用を控えていただきますようお願いすることがありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。また、自宅待機の対象については、今後の状況の変化により変動が生じることがありますので、あらかじめご承知おきください。なお、自宅待機となった場合は、国立大学法人筑波大学保育施設運営細則第10条第4項の規定に基づき、その日数を基礎として日割りによって計算した額に相当する額を月極め保育料から差し引きます。

以上

(担当)

総務部組織・職員課（労務）猪野、森

電話：029-853-2125

e-mail：shokuin-roumu@un.tsukuba.ac.jp